

★ チャイルドシート等購入費補助事業

問 子育て支援課 ☎0955-25-9200

6歳未満の幼児を自動車に乗車させる場合に使用するチャイルドシート等の購入費に対して補助金を交付します。

▶ 補助の対象

幼児の保護者

- ・町内に住所があり、かつ居住していること
- ・補助金の交付申請をするときに6歳未満の幼児を養育していること

▶ 補助金

チャイルドシートなどの購入価格の2分の1相当額

※補助は一万円を上限とします。

※補助金の交付は一世帯に対して一回限りです。

▶ 申請方法

- ・領収書 ・チャイルドシート等の取り扱い説明書
- ・保護者名義の通帳 ・印鑑

※申請期間は、出産後かつチャイルドシート等購入日より6か月以内です。

赤ちゃんが生まれたら

★ 赤ちゃんのミルクの支給

問 健康福祉課 ☎0955-43-5065

所得税非課税世帯に該当する家庭または多胎児の赤ちゃんを養育している家庭に粉ミルクを支給します。

▶ 期間 申請の翌月より1歳のお誕生日まで

▶ 内容 赤ちゃん1人に対して、ひと月1缶の粉ミルクを支給

▶ 申請方法

健康福祉課までお問い合わせください。

※世帯の所得によっては対象とならない場合があります。

かげえのクイズ

もんだい かげとおなじかたちのどうぶつをさがしてみよう!



えいせい



1



2



3



4